

## 保険料支払に関する特約

(この特約の適用条件)

第1条 この特約は、保険契約者が、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード決済その他名称の如何を問わず、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済手段」といいます。）のうち当会社の指定する方法により保険料（注）を支払う場合に適用されます。

(注) 保険料

保険契約締結時に保険契約者より収受する保険料および保険契約の締結後において自動車損害賠償責任保険普通保険約款に従い当社が保険契約者へ請求する保険料をいいます。以下同様とします。

(保険料の支払方法)

第2条 保険契約者は、保険料を当社が指定するキャッシュレス決済手段によって払い込むことができるものとします。

(保険料収受)

第3条 前条の規定により当社が指定するキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等（以下「会員規約等」といいます。）に従い決済手続を完了した時に、保険料が払い込まれ、当社が保険料を収受したものとみなします。

(保険料相当額を領収できない場合の取扱い)

第4条 当社がキャッシュレス決済手段を提供する者（以下「支払サービス事業者」といいます。）から保険料相当額を領収できない場合には、当社は、この特約により、保険契約者に当該保険料を直接に請求することができるものとします。ただし、保険契約者が会員規約等にしながらって支払サービス事業者に保険料相当額の全部または一部を既に支払っているときは、当社は、その支払った金額について保険契約者に請求することはできないものとします。

(保険料の返還の特則)

第5条 当社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、当社は、支払サービス事業者からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、次のいずれかの場合についてはこの限りではありません。

- (1) 当社が前条の規定により保険契約者に保険料を請求し、かつ、保険契約者が遅滞なく当社に当該保険料を払い込んだ場合
- (2) 会員規約等に定める手続きによってキャッシュレス決済手段が使用され、かつ、会員規約等にしながらって支払サービス事業者に保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合

(準用規定)

第6条 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、自動車損害賠償責任保険普通保険約款の規定を準用します。